

製造業における労働災害防止に関する取組について

令和 8 年 9 月

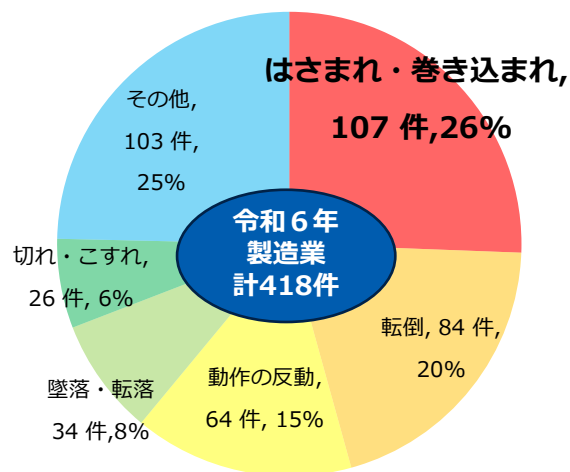
滋賀労働局大津労働基準監督署

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

- 1． はさまれ・巻き込まれ災害の防止
- 2． 高年齢者の労働災害防止
- 3． 転倒災害の防止

はさまれ・巻き込まれ災害の防止

製造業ではさまれ・巻き込まれ災害の防止



滋賀県内の製造業で発生した「はさまれ・巻き込まれ災害」は全体の約4分の1を占めており、かつその半分以上が1ヶ月以上の休業を要する災害となっています。

また、特に機械に起因する「はさまれ・巻き込まれ」災害は、ひとたび発生すると、自力での機械からの脱出は極めて困難であり、死亡や身体欠損等の重篤な災害につながる可能性が高いことから、被災した労働者のみならず事業場にも多大な悪影響を及ぼすものになりかねません。

「はさまれ・巻き込まれ災害」を防止するため、チェックリストを活用し、積極的に災害の予防措置を講じてください。

Check !

はさまれ・巻き込まれ災害の防止対策が注意喚起のみで終わっていませんか？

職場の状況をチェックし、できていないものは具体的な対策を講じるようにしてください。

非常作業とは？

非常作業とは、保守作業、トラブル対応など、通常の作業と異なる作業をいい、労働災害の中には、非常作業中のものが多く含まれています。非常作業中の労働災害が多い理由としては、次のようなことが指摘されています。

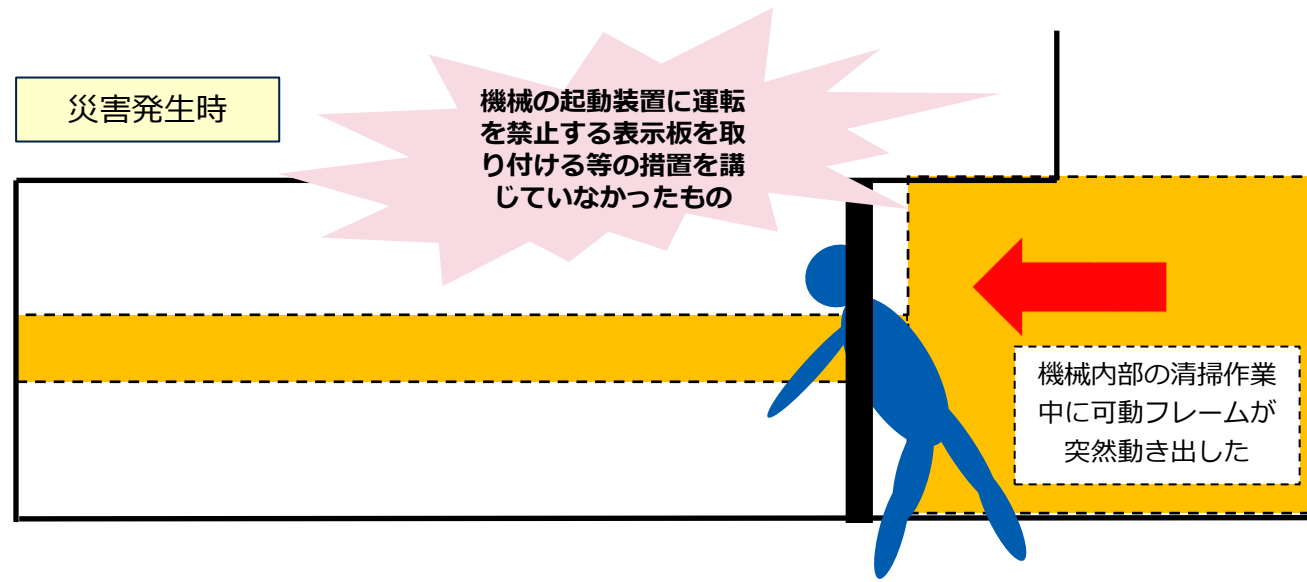
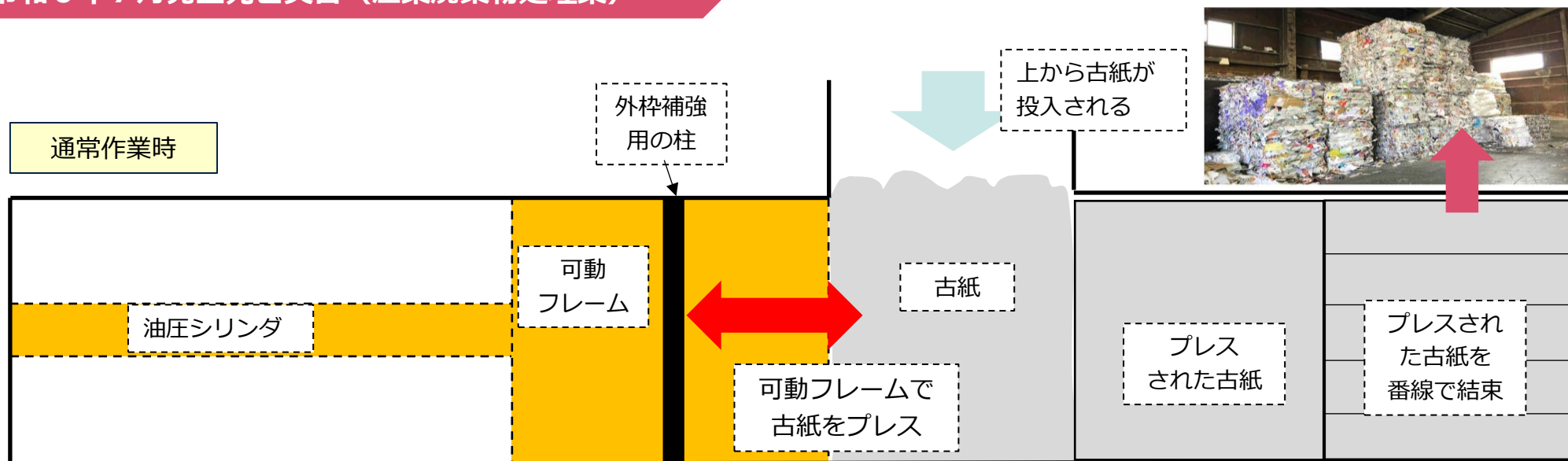
(1) 非常作業は、日常的に反復・継続して行われることが少なく、かつ十分な時間的余裕がなく行われることが多いため、設備面及び管理面での事前の検討が十分でないことが多く、併せて、これらの作業に従事する作業者が作業に習熟する機会が少ないこと。

(2) 非常作業は、事業場の複数の部門（製造部門、保全部門等）にわたって、輻輳して行われることが多い反面、事前の作業に関する連絡調整が必ずしも十分ではなく、作業指示が不明確になりがちであること。

一般共通事項 チェック項目		☐
1	原動機、回転軸、プーリー、ベルト等のはさまれ・巻き込まれのおそれがある箇所には安全カバー、安全柵、囲い等を設けていますか	☐
2	上記1の箇所の開閉可能な安全カバー等にはインターロック、リミットスイッチ等の安全装置を設けていますか	☐
3	上記1・2の安全カバーや安全装置等は有効な状態に保持されていますか	☐
4	非常の場合に直ちに運転を停止することができるよう、非常停止装置、急停止装置を設けていますか	☐
5	共同で機械作業を行うときは、合図を定めて合図者が合図を行っていますか	☐
6	頭髮や被服が機械に巻き込まれるおそれのない作業服装で作業をさせていますか	☐
7	機械の取扱い、安全衛生上の注意事項について定期教育を実施していますか	☐
8	労働者の危険認識を高めるためのKY活動等を実施していますか	☐
非正常作業時 チェック項目		☐
9	機械の清掃、点検、修理等を行うときは機械を完全に（惰性運動が終わるまで）停止させていますか	☐
10	機械の清掃、点検、修理等を行うときは操作盤等に運転を禁止する表示を行っていますか	☐
11	機械トラブル等の非正常作業に係る対応方法を定めていますか	☐
特定の機械ごと チェック項目		☐
12	ボール盤、面取り盤等の回転する刃物に巻き込まれるおそれがある作業では手袋の使用を禁止していますか	☐
13	ローラー機や巻取りローラー等のはさまれ・巻き込まれのおそれがある箇所に囲いや覆い等を設けていますか	☐
14	コンベヤーの回転部に巻き込まれないように囲い、覆いを設けていますか また、ロープ式等の非常停止装置を設けていますか	☐
15	遠心機械、粉碎機又は混合機の内容物を取り出すときは完全に（惰性運動が終わるまで）運転を停止させていますか	☐

はさまれ・巻き込まれ災害の防止

令和6年7月発生死亡災害（産業廃棄物処理業）



【災害発生状況】

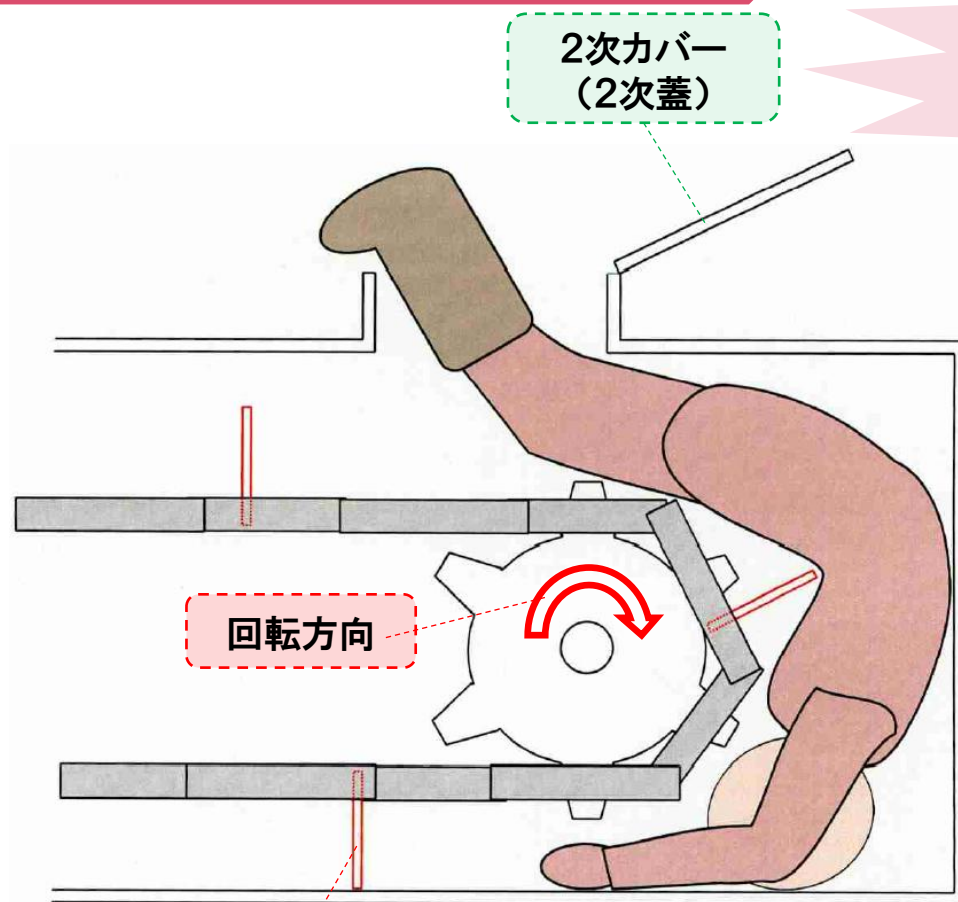
被災者がベラーと呼ばれる古紙を圧縮成型する機械の側面カバーを取り外し、機械内部に上半身を入れて清掃作業を行っていたところ、突然後退してきた可動フレームと外枠補強用の柱に上半身をはさまれ、死亡した。

【発生原因】

被災者は機械の運転を停止させて作業に当たっていたが、被災者以外の者が同機械の運転を開始することを禁止するための表示板の取付等の措置が講じられておらず、被災者が清掃作業中にもかかわらず、他の労働者が同機械の起動を行ったもの。なお、同機械の起動操作盤から被災者の作業位置は視認できなかった。

はさまれ・巻き込まれ災害の防止

令和5年3月発生死亡災害（産業廃棄物処理業）



機械の運転を停止していなかったもの

【災害発生状況】

焼却施設のメンテナンスに当たり、再燃焼室の焼却灰を搬送するコンベヤーの上方に設置された点検口の1次カバー（二重カバー構造）の取り外しに1人で向かった被災者が、2次カバーも開け上半身を点検口に差し入れた姿勢で、コンベヤーに巻き込まれた状態で発見された。

【発生原因】

① 2次カバーを開ける前に、運転を停止していなかったこと ② メンテナンス作業において、作業手順に基づく安全教育が行われていなかった（ルールについて口頭説明のみであった）こと③ 点検口周囲の作業スペースがせまく、バランスを崩しやすい環境であったこと。

【法令上の規制】労働安全衛生規則第107条

事業者は、機械（刃部を除く。）の掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行う場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、**機械の運転を停止しなければならない**。ただし、機械の運転中に作業を行わなければならない場合において、危険な箇所に覆いを設ける等の措置を講じたときは、この限りでない。

2 事業者は、前項の規定により機械の運転を停止したときは、当該機械の**起動装置に錠を掛け、当該機械の起動装置に表示板を取り付ける等**同項の作業に従事する労働者以外の者が当該機械を運転することを防止するための措置を講じなければならない。

焼却灰を、下流に押し出すための金属製の鉄板

※被災者が機械に頭を入れて、内部を確認していたのか等の詳細は不明。

はさまれ・巻き込まれ災害の防止

チェック項目 1

原動機、回転軸、プーリー、ベルト等のはさまれ・巻き込まれのおそれがある箇所には安全カバー、安全柵、囲い等を設けていますか

▶はさまれ・巻き込まれの危険がある箇所には労働者が接触することがないように安全カバーを設ける等の措置を講じてください。

▶通常作業にあまり関係がない箇所でも、労働者が体勢を崩した場合等に接触してしまうことがありますので、広く措置の対象にしてください。

法令もチェック

労働安全衛生規則第101条

事業者は、機械の原動機、回転軸、歯車、プーリー、ベルト等の労働者に危険を及ぼすおそれのある部分には、**覆い、囲い等**を設けなければならない。

※ 作業者が直接取り扱わない箇所であっても、通路の隣接箇所等、作業者が接触するおそれがある箇所は規則の対象となります。

チェック項目 2

上記 1 の箇所の開閉可能な安全カバー等にはインターロック、リミットスイッチ等の安全装置を設けていますか

▶開閉可能な安全カバー、機械の戸や蓋等を開いた場合には危険源に曝されますので、開いたら停止する、又は停止しないと開かないインターロックやリミットスイッチ等の安全装置を設けることが重要です。

▶インターロック等がない機械では、労働者が機械の蓋等を開き、機械が動いたままの状態に詰まった材料や異物を取り除こうとして、手を巻き込まれる等の災害が発生しています。

法令もチェック

労働安全衛生規則第147条

事業者は、射出成形機、鋳造型機、型打ち機等に労働者が身体の一部を挟まれるおそれのあるときは、戸、両手操作式による起動装置その他の安全装置を設けなければならない。

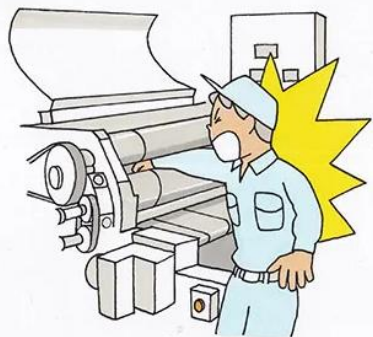
2 前項の**戸は、閉じなければ機械が作動しない構造のもの**でなければならない。

※ 法令の義務付けがない機械についても、同様の危険がある機械にはインターロック等の安全装置を設けることを検討してください。

はさまれ・巻き込まれ災害の防止

チェック項目3

上記1・2の安全カバーや安全装置等は有効な状態に保持されていますか



▶労働者が作業性を優先して、安全カバーやインターロック等を取り外したり、無効な状態にしていないか、点検してください。

▶機械のロール部等は回転させながら清掃した方が効率がいいという理由で、インターロックを無効化して作業に当たり、手を巻き込まれる等の災害が発生しています。

法令もチェック

労働安全衛生規則第28条

事業者は、法及びこれに基づく命令により設けた安全装置、覆い、囲い等が**有効な状態で使用されるよう**それらの点検及び整備を行わなければならない。

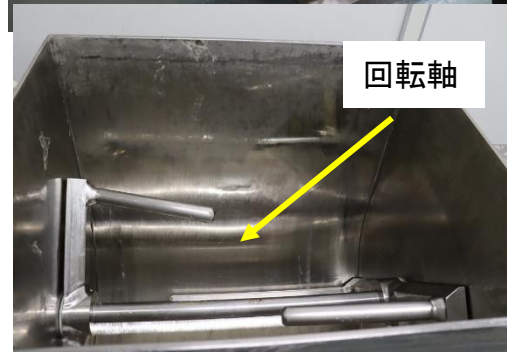
安全装置（リミットスイッチ）を無効化して巻き込まれ死亡した事例



金属製カバー



金属に反応するタイプのリミットスイッチ
(カバーが開いていると機械は動かない)



回転軸



金属片をリミットスイッチに接着
→ 機械は安全カバーが閉じられていると認識
→ 回転軸が作動する

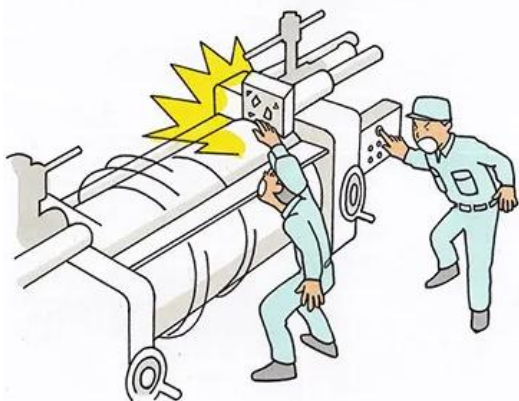


回転させながら、お湯をかけて内部を清掃していたところ、身体が巻き込まれた。
事業場の本来の作業のルールは、
容器にお湯を溜める→蓋を閉める→攪拌機を作動させて容器内部を清掃する。

はさまれ・巻き込まれ災害の防止

チェック項目 4

非常の場合に直ちに運転を停止することができるよう、非常停止装置、急停止装置を設けていますか



(出典) 厚生労働省 職場のあんぜんサイト

▶機械の異常や故障等の危険が発生したときに直ちに停止できるよう、機械ごとに非常停止装置を設ける必要があります。

▶機械の加工の種類によっては、労働者が作業中に機械にはさまれたり、巻き込まれたりした場合にその場から動けなくなるおそれもありますので、そういったおそれがある場合は作業位置を離れることなく操作できる位置に非常停止装置等を設けてください。

▶機械の加工範囲（危険範囲）が長い製造ライン等ではロープ式非常停止装置等の設置を検討してください。

法令もチェック

労働安全衛生規則第103条

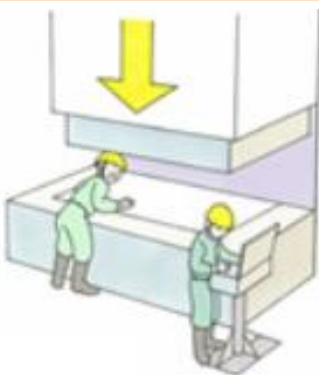
事業者は、機械ごとにスイッチ、クラッチ、ベルトシフター等の動力しや断装置を設けなければならない。ただし、連続した一団の機械で、共通の動力しや断装置を有し、かつ、工程の途中で人力による原材料の送給、取出し等の必要のないものは、この限りでない。

2 事業者は、前項の機械が切断、引抜き、圧縮、打抜き、曲げ又は絞りの加工をするものであるときは、同項の動力しや断装置を当該加工の作業に従事する者がその作業位置を離れることなく操作できる位置に設けなければならない。

3 事業者は、第一項の動力しや断装置については、容易に操作ができるもので、かつ、接触、振動等のため不意に機械が起動するおそれのないものとしなければならない。

チェック項目 5

共同で機械作業を行うときは、合図を定めて合図者が合図を行っていますか



▶共同で機械作業を行うときは、機械を作動させる際の合図を定めて、合図者が合図してから、機械を作動させる必要があります。

▶共同作業者の身体が機械の可動範囲内にあるときに、合図無しに機械を作動させ、機械にはさまれたり、巻き込まれる等の災害が発生しています。

法令もチェック

労働安全衛生規則第104条

事業者は、機械の運転を開始する場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、一定の合図を定め、合図をする者を指名して、関係労働者に対し合図を行なわせなければならない。

2 労働者は、前項の合図に従わなければならない。

(出典) 厚生労働省 職場のあんぜんサイト

はさまれ・巻き込まれ災害の防止

チェック項目 6

頭髪や被服が機械に巻き込まれるおそれのない作業服装で作業をさせていますか



▶長い髪を垂らしている、被服が緩んでいる、タオルを首に巻いている等により、機械に巻き込まれるおそれがないか、作業時の服装を確認してください。

<作業服装の着用>



(出典) 厚生労働省 未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル

- ① 作業時は定められた安全な服装を着用します。
- ② 作業服装は身体にピッタリした軽快なものとします。
- ③ 長袖の場合は袖口を締め、上着の裾はズボンの中に入れます。
- ④ 刃物やドライバー、ドリルなどをポケットの中に入れて作業しないこと。
- ⑤ タオルや手ぬぐいを首に巻いたり、えり巻、ネクタイなど巻き込まれるおそれのあるものは着用しないこと。
- ⑥ 保護具・指示された保護帽などの保護具は、必ず正しく着用します。

チェック項目 7

機械の取扱い、安全衛生上の注意事項について定期教育を実施していますか



- ▶機械の取扱い方法や安全衛生上の注意事項についての教育を雇い入れ時だけでなく定期的に実施してください。
- ▶安全衛生教育においては、正しい作業方法・服装・ルール等とともに、機械作業における禁止行為・トラブル時の対応等についても説明してください。
- ▶労働者の危険認識を高めるために、災害事例・ヒヤリハット事例等を使った教育も実施してください。

チェック項目 8

労働者の危険認識を高めるためのK Y活動等を実施していますか



(出典) 厚生労働省 製造事業者向け安全衛生管理のポイント

- ▶K Y活動は、作業を開始する前に、その作業に潜在する危険や発生する可能性のある災害を予測し、特定の危険に対する意識を高めて作業をすることで災害を防止しようというものです。
- ▶写真、シート等を使用し、仮想された作業状況において危険性を発見するK Y T (危険予知トレーニング) の実施も検討してください。
- ▶未熟練労働者の危険認識を高めることにも効果が期待できます。

月 日 リスクアセスメントKY活動表					
作業内容	見極め			私達はこうする	誰が
どんな危険・有害性があるか	可能性	重大性	評価	危険度	
会社名	リーダー名				作業員 名

はさまれ・巻き込まれ災害の防止

チェック項目 9

機械の清掃、点検、修理等を行うときは機械を完全に（惰性運動が終わるまで）停止させていますか



(出典) 厚生労働省
職場のあんぜんサイト

▶機械の清掃や、点検、修理等を行うときは原則として機械の運転を停止させる必要があります。機械を運転したまま労働者が清掃や点検等の作業を行い、身体の一部が機械にはさまれたり、巻き込まれる災害が発生しています。また、機械の停止操作をしていても、惰性運動中に手を出してしまい災害が発生するケースもありますので注意しましょう。

▶機械の運転を単に停止しただけでは、不意に起動スイッチに触れる等して機械が動き出す危険がありますので、電源を落としてから作業させましょう。

法令もチェック

労働安全衛生規則第107条第1項

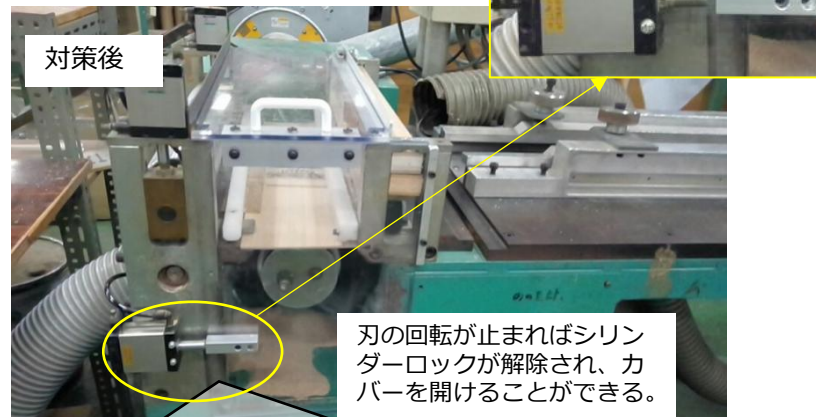
事業者は、機械（刃部を除く。）の掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行う場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、**機械の運転を停止しなければならない**。ただし、機械の運転中に作業を行わなければならない場合において、危険な箇所に覆いを設ける等の措置を講じたときは、この限りでない。

機械の運転停止後、惰性で回転する刃による災害を防止した事例



対策前

運転停止後に切り粉を取り除く際に、惰性で刃が回転しており危険だった



対策後

刃の回転が止まればシリンダーロックが解除され、カバーを開けることができる。

対策1：可動式のカバーを設置

対策2：惰性により刃が回転しているときはカバーをシリンダーでロックし、開けられないようにした

はさまれ・巻き込まれ災害の防止

チェック項目10

機械の清掃、点検、修理等行うときは操作盤等に運転を禁止する表示を行っていますか



(出典) 厚生労働省
職場のあんぜんサイト

▶機械の清掃や、点検、修理等を行うときは、当該機械の起動装置に錠を掛ける、「点検中 運転禁止」と記載した表示板を取り付けること等で、同作業に従事する労働者以外の者が不意に運転操作をすることを防止する措置を講じる必要があります。

▶他の労働者が知らずに起動して、点検中の労働者が機械に巻き込まれる災害が発生しています。

法令もチェック

労働安全衛生規則第107条第2項

事業者は、前項の規定により機械の運転を停止したときは、当該機械の**起動装置に錠を掛け、当該機械の起動装置に表示板を取り付ける等**同項の作業に従事する労働者以外の者が当該機械を運転することを防止するための措置を講じなければならない。



作業する人数分の鍵があり、複数人で作業する場合でも、全員が戻って鍵を解除しなければ電源が入れない仕組み



「ロックアウト」、「タグアウト」、「命札」などで検索

はさまれ・巻き込まれ災害の防止

チェック項目11

機械トラブル等の非定常作業に係る対応方法を定めていますか



- ▶機械トラブル等が発生した場合の連絡体制を明確にし、機械に関する知識がない者が対応する状況にならないようにしてください。
- ▶トラブル対応を行う場合に、どのような場合に、誰が、どこまで対応するかを定めておき、現場の担当者等が無理をせずに設備管理部署や設備業者に引き継げるようにしてください。
- ▶点検・修理等を行う場合は、機械の電源を停止してから行う、複数で対応する等の対応方法を明確にしておいてください。

チェック項目12

ボール盤、面取り盤等の回転する刃物に巻き込まれるおそれがある作業では手袋の使用を禁止していますか

- ▶ボール盤等の回転する刃物での作業では、手袋が回転部に巻き込まれるおそれがあるので、手袋の使用を禁止してください。

法令もチェック 労働安全衛生規則第111条

事業者は、ボール盤、面取り盤等の回転する刃物に作業中の労働者の手が巻き込まれるおそれのあるときは、当該労働者に**手袋を使用させてはならない**。

2 労働者は、前項の場合において、手袋の使用を禁止されたときは、これを使用してはならない。



チェック項目13

ロール機や巻取りロール等のはさまれ・巻き込まれのおそれがある箇所に囲いや覆い等を設けていますか

- ▶巻取り用ロールやコイル巻等の回転体は、紙や布、ワイヤーロープ等の巻き取られる物との間に労働者が巻き込まれる危険を防止するため、覆いや囲いを設ける必要があります。

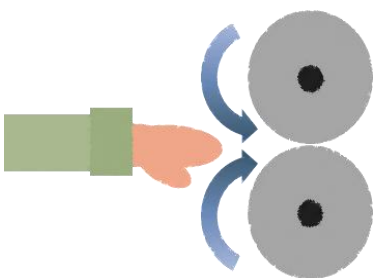
- ▶圧延、成形、乾燥及び印刷等の加工に当たり紙や布等を通すロールを有する機械については、労働者がはさまれ、巻き込まれる危険を防止するため、囲いやガイドロール等を設ける必要があります。

労働安全衛生規則第109条

事業者は、紙、布、ワイヤーロープ等の巻取りロール、コイル巻等で労働者に危険を及ぼすおそれのあるものには、**覆い、囲い等**を設けなければならない。

労働安全衛生規則第144条

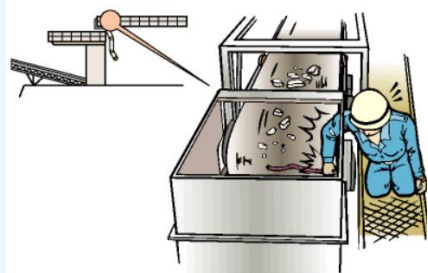
事業者は、紙、布、金属箔はく等を通すロール機の労働者に危険を及ぼすおそれのある部分には、**囲い、ガイドロール等**を設けなければならない。



はさまれ・巻き込まれ災害の防止

チェック項目14

コンベヤーの回転部に巻き込まれないように 囲い、覆いを設けていますか また、ロープ式等の非常停止装置を設けていますか



(出典) 厚生労働省 職場のあんぜんサイト

- ▶コンベヤーの回転部分には労働者が巻き込まれるおそれがあるため、囲いや覆いを設ける必要があります。
- ▶コンベヤーに巻き込まれるおそれがある箇所には非常停止装置を設ける必要があります。また、コンベヤーの場合、そのおそれがある箇所が広範囲になりますので、ロープ式等の非常停止装置の設置を検討してください。

法令もチェック

労働安全衛生規則第151条の78

事業者は、コンベヤーについては、労働者の身体の一部が巻き込まれる等労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、**非常の場合に直ちにコンベヤーの運転を停止することができる装置**を備えなければならない。

チェック項目15

遠心機械、粉砕機又は混合機の内容物を取り出すときは完全に（惰性運動が終わるまで）運転を停止させていますか

▶運転中の遠心機械や混合機等から内容物を取り出そうとして、身体の一部が巻き込まれる災害が発生しています。機械の停止操作をしていても、惰性運動中に手を出してしまい災害が発生するケースもありますので注意しましょう。

▶混合機の運転を停止すると製品が凝固してしまう等の事情がある場合は、適切な用具を使用して作業を行わせたときに限定して、機械を運転しながらの取り出し作業が認められています。（遠心機械以外）

法令もチェック

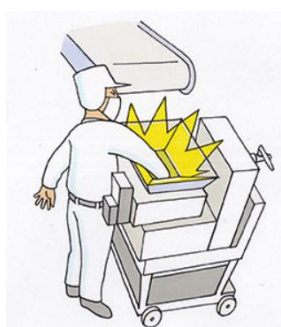
労働安全衛生規則第139条

事業者は、遠心機械（内容物の取出しが自動的に行なわれる構造のものを除く。）から内容物を取り出すときは、当該**機械の運転を停止しなければならない**。

労働安全衛生規則第143条

事業者は、粉砕機又は混合機（内容物の取出しが自動的に行われる構造のものを除く。）から内容物を取り出すときは、当該**機械の運転を停止しなければならない**。ただし、当該機械の運転を停止して内容物を取り出すことが作業の性質上困難な場合において、労働者に用具を使用させたときは、この限りでない。

2 労働者は、前項ただし書の場合において、用具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

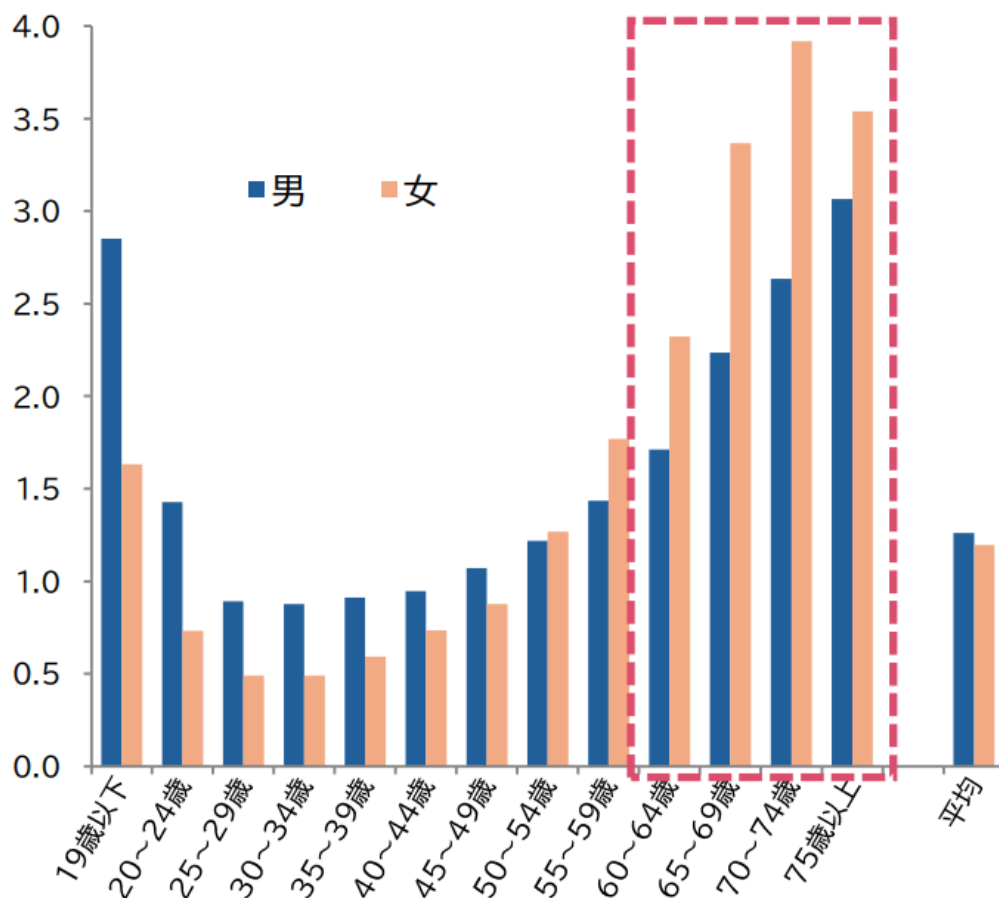


(出典) 厚生労働省 職場のあんぜんサイト

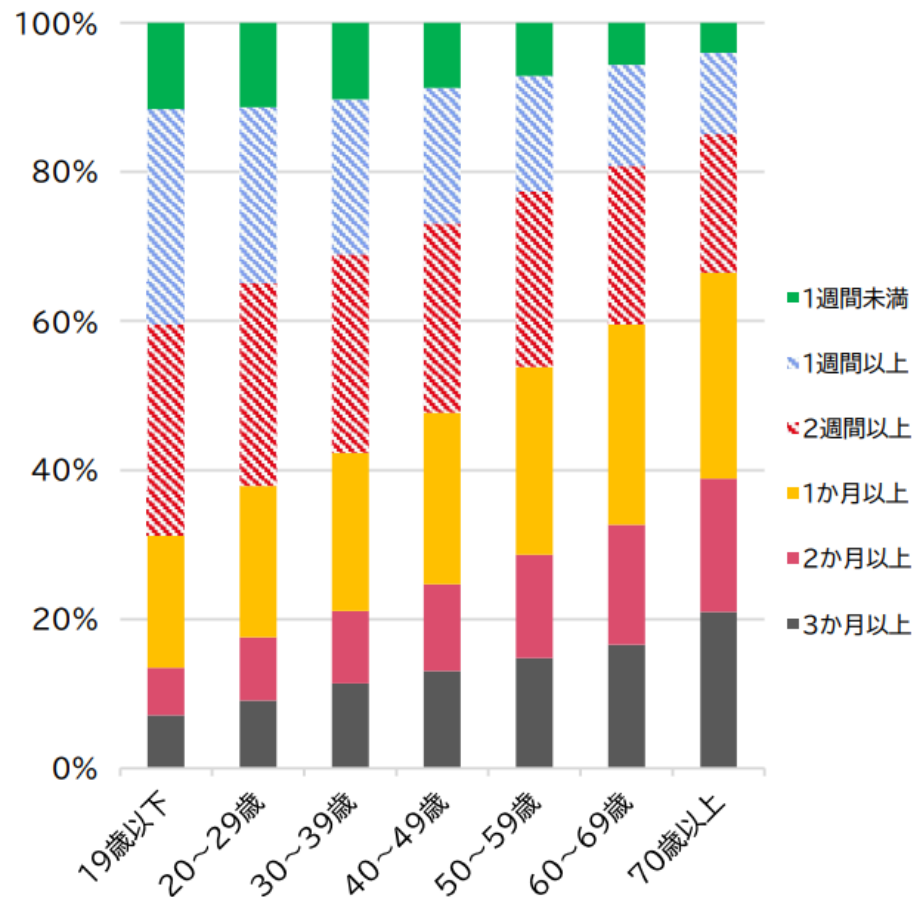
1. はさまれ・巻き込まれ災害の防止
2. 高年齢者の労働災害防止
3. 転倒災害の防止

高年齢者をめぐる労働災害の現状

高年齢者は他の世代と比べて、労働災害の発生率が高く、災害が起きた際の休業期間が長い傾向があります。



年齢層別労働災害発生率(休業4日以上死傷度数率)(R6)



年齢層別労働災害による休業見込み期間(R6)

エイジフレンドリー指針について

○ 高年齢者の労働災害の防止を図るため、労働安全衛生法が改正された (R8.4.1施行)

労働安全衛生法第62条の2（高年齢者の労働災害防止のための措置）

1. 事業者は、高年齢者の労働災害の防止を図るため、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるように努めなければならない。
2. 厚生労働大臣は、前項の事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な**指針**を公表するものとする。



○ 高年齢者の労働災害防止のための指針（**エイジフレンドリー指針**）が公表された

エイジフレンドリー指針の構成

第1 趣旨

第2 事業者が講ずべき措置

- 1 安全衛生管理体制の確立等
- 2 職場環境の改善
- 3 高年齢者の健康や体力の状況の把握
- 4 高年齢者の健康や体力の状況に応じた対応
- 5 安全衛生教育

第3 労働者と協力して取り組む事項

第4 国、関係団体等による支援の活用

事業者が講ずべき措置

1 安全管理体制の確立

(1) 安全衛生管理体制の確立

① 経営トップによる方針表明及び体制整備

- 経営トップ自らが、高年齢者労働災害防止対策に取り組む姿勢を示し、企業全体の安全意識を高めるため、高年齢者労働災害防止対策に関する事項を盛り込んだ**安全衛生方針を表明**すること。
- 安全衛生方針に基づき、高年齢者労働災害防止対策に取り組む組織や担当者を指定する等により、**高年齢者労働災害防止対策の実施体制を明確化**すること。

実施体制・・・安全衛生部門が想定される。業種や事業場の規模によっては人事労務管理部などが担当することも考えられる。産業医が選任されていない事業場における健康管理は、地域産業保健センター等の外部機関を活用することが有効。

② 安全衛生委員会等における調査審議等

- 安全委員会、安全衛生委員会又は衛生委員会を設けている事業場においては、安全衛生委員会等において、**高年齢者労働災害防止対策に関する事項を調査審議すること**。
- 安全衛生委員会等を設けていない事業場においては、高年齢者労働災害防止対策について、**労働者の意見を聴く機会等**を通じ、労使で話し合うこと。

「労働者の意見を聴く機会」・・・職場で行っている定例の会議や業務ミーティング等を活用する。必ずしも会議体の構成をとる必要はなく、安全衛生推進者等を中心に意見の聴取を実施することが考えられる。

事業者が講ずべき措置

1 安全管理体制の確立

(2) 危険源の特定等のリスクアセスメントの実施

- 高年齢者の身体機能等の低下等による労働災害の発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から危険源の洗い出しを行い、当該リスクの高さを考慮して高年齢者労働災害防止対策の優先順位を検討し、優先順位の高いものから取り組む。

【リスクアセスメントの流れ】

① 危険源または有害性の特定

災害事例、ヒヤリハット事例等から洗い出す

② リスクの見積り

重篤度や可能性等から見積もる

③ リスク低減措置の検討

- A 本質的対策 危険な作業の廃止・変更より危険性の低い機械設備への代替え、より危険性又は有害性の低い材料への代替え等、危険性又は有害性を根本から除去等する措置
- B 設備的対策 危険性又は有害性に対して実施する工学的対策（ガード、インターロック、安全装置、局所排気装置等）の措置
- C 管理的対策 危険性又は有害性に対し、作業手順書の整備、教育訓練、ばく露管理、二人組制の採用など、作業者を管理することによる措置
- D 個人用装備 身体負担を軽減する個人用の装備（アシストスーツなど）の使用、危険性又は有害性に対して個人用のプロテクター、保護衣、呼吸用保護具等の着用及び使用

④ リスク低減措置の実施

⑤ 実施結果の記録

結果を作業員等に周知する

（見積もりの例）マトリクスを用いた方法

		負傷・疾病の重篤度			
		致命的	重大	中程度	軽度
負傷・疾病の発生可能性の度合い	極めて高い	5	4	4	3
	比較的高い	5	4	3	2
	可能性あり	4	3	2	1
	ほとんどない	4	3	1	1



リスクポイント	優先度	
5～4	高	直ちにリスク低減措置を講ずる必要措置を講ずるまで作業停止 十分な経営資源を投入する必要
3～2	中	速やかにリスク低減措置を講ずる必要措置を講ずるまで作業停止が望ましい 優先的に経営資源投入
1	低	必要に応じてリスク低減措置を実施

事業者が講ずべき措置

1 安全管理体制の確立

リスクアセスメントにおける危険源の洗い出しに際し、厚生労働省ホームページの労働災害事例集やヒヤリ・ハット事例集等を参考にする。



職場の安全を応援する情報発信サイト/ 職場のあんぜんサイト

労働災害事例集

死亡災害や重大災害などの事例について、発生状況や発生原因そして対策をイラスト付きで紹介しています。(全2632件)

[詳しくはこちら](#)

死亡災害データベース

平成3年から令和5年までに発生した死亡災害の個別事例全数について、発生状況の概要を紹介しています。

[詳しくはこちら](#)

労働災害（死傷）データベース

平成18年から令和3年までに発生した休業4日以上の労働災害のうち、災害発生年ごとにおよそ1/4を無作為抽出した個別事例について、発生状況の概要を紹介します。

[詳しくはこちら](#)

ヒヤリ・ハット事例

様々な場面で発生するヒヤリ・ハット事例をイラスト付きで紹介しています。(全451件)

[詳しくはこちら](#)

機械災害データベース

機械災害の個別事例について、発生状況の概要を紹介します。

[詳しくはこちら](#)



リスクアセスメントの実施に際し、「エイジアクション100 改訂版」のチェックリスト（2021年中央労働災害防止協会）等を活用することも有効。チェックリストでは業種別に優先的に取り組む事項も示されており、これらも踏まえてチェックリストを活用する。

エイジアクション100

～生涯現役社会の実現につながる高齢労働者の安全と健康確保のための職場改善に向けて～



IV 高齢労働者の安全と健康確保のためのチェックリスト

番 号	チ ャ ッ ク 項 目 (100 の「エイジアクション」)	結 果 優先度
1 高齢労働者の能力としての活用		
1	高齢労働者のこれまでの知識と経験を活かして、能力として活用している。	
2 高齢労働者の安全衛生の総括管理		
(1) 基本方針の表明		
2	高齢労働者の対策も盛り込んで、安全衛生対策の基本方針の表明を行っている。	
(2) 高齢労働者の安全衛生対策の推進体制の整備等		
3	高齢労働者の対策も盛り込んで、安全衛生対策を推進する計画を策定している。	
4	加齢に伴う身体・精神機能の低下による労働災害発生リスクに対応する観点から、高齢労働者の安全衛生対策の検討を行っている。	
5	高齢労働者による労働災害の発生リスクがあると考える場合に、相談しやすい体制を整備し、必要に応じて、作業内容や作業方法の変更、作業時間の短縮等を行っている。	
3 高齢労働者に多発する労働災害の防止のための対策		
(1) 転倒防止		
① つまづき、踏み外し、滑りの防止措置		
6	通路の十分な幅を確保し、整理・整頓により通路、階段、出入口には物を放置せず、足元の電気配線やケーブルはまとめている。	
7	床面の水たまり、氷、油、粉塵等は放置せず、その都度取り除いている。	
8	階段・通路の移動が安全にできるように十分な明るさ（照度）を確保している。	
9	階段には手すりを設けるほか、通路の段差を解消し、滑りやすい箇所にはすべり止めを設ける等の設備改善を行っている。	
10	通路の段差を解消できない箇所や滑りやすい箇所が残る場合は、表示等により注意喚起を行っている。	
② 安全な作業態様の適用		

主な業種別の最優先取組事項

	転倒防止 (3- (1))	墜落・転落 防止 (3- (2))	腰痛予防 (3- (3))	はさまれ・ 巻き込まれ 防止 (3- (4))	交通労働災 害防止 (3- (5))	熱中症予防 (3- (6))
① 製造業	○	○	○	○		
② 建設業	○	○	○			○
③ 交通運輸業	○		○		○	
④ 陸上貨物運送事業	○	○	○		○	
⑤ 小売業	○	○	○			
⑥ 社会福祉施設	○		○			
⑦ 飲食店	○					
⑧ ビルメンテナンス	○	○				
⑨ 警備業	○				○	○



事業者が講ずべき措置

2 職場環境の改善

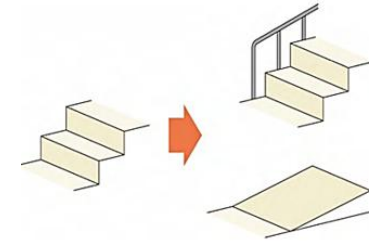
【参考】（JIS Z9110：推奨照度）	
事務所の廊下 等	100ルクス以上
〃 階段	150ルクス以上
〃 倉庫	200ルクス以上

○身体機能の低下を補う設備・装置の導入

○高齢者の特性を考慮した作業管理

<共通事項>

- 視力や明暗の差への対応力が低下することを前提に、通路を含めた作業場所の照度を確保するとともに、照度が極端に変化する場所や作業の解消を図る。
- 階段には手すりを設け、可能な限り通路の段差を解消すること。
- 床や通路の滑りやすい箇所に防滑素材（床材や階段用シート）を採用すること。また、滑りやすい箇所で作業する労働者に防滑靴を利用させること。滑りの原因となる水分・油分を放置せずに、こまめに清掃すること。
- やむをえず、段差や滑りやすい箇所等の危険箇所を解消することができない場合には、安全標識や危険箇所の掲示により注意喚起を行うこと。
- 腰部に過度の負担がかかる作業に係る作業方法については、重量物の小口化、取扱回数の減少等の改善を図ること。
- 身体的な負担の大きな作業では、定期的な休憩の導入や作業休止時間の運用を図ること。



階段には手すりを設け、可能な限り通路の段差を解消する



事業者が講ずべき措置

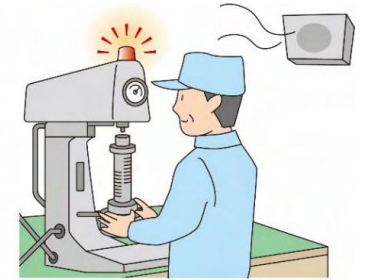
2 職場環境の改善

○身体機能の低下を補う設備・装置の導入

○高年齢者の特性を考慮した作業管理

<危険を知らせるための視聴覚に関する対応>

- ・ 警報音等は、年齢によらず聞き取りやすい**中低音域の音を採用**する、音源の向きを適切に設定する、指向性スピーカーを用いる等の工夫をすること。
- ・ 作業場内で定常的に発生する騒音（背景騒音）の低減に努めること。
- ・ **有効視野を考慮**した警告・注意機器（パトライト等）を採用する



警報音等は聞き取りやすい
中低音域の音、パトライト等
は有効視野を考慮

<暑熱な環境への対応>

- ・ 一般に、高年齢者は暑さや水分不足に対する感覚機能が低下しており、暑さに対する身体の調節機能も低下しているので、涼しい休憩場所を整備し、利用を勧奨すること。
- ・ 保熱しやすい服装は避け、**通気性の良い服装**を準備すること。
- ・ 熱中症の初期症状を把握するのに有効なウェアラブルデバイス等のIoT機器を利用すること。
- ・ 一般に、高年齢者は暑さや水分不足に対する感覚機能が低下しており、暑さに対する身体の調節機能も低下しているので、脱水症状を生じさせないよう**意識的な水分補給を推奨**すること。
- ・ 健康診断の結果を踏まえた対応はもとより、管理者を通じて始業時の体調確認を行い、体調不良時に速やかに申し出るよう日常的に指導すること。
- ・ 熱中症のおそれがある作業者の早期発見のための体制整備、熱中症の重篤化を防止するための措置の実施手順の作成、これらの体制及び手順の関係作業員への周知を徹底すること **（義務）**

事業者が講ずべき措置

2 職場環境の改善

○身体機能の低下を補う設備・装置の導入

○高齢者の特性を考慮した作業管理

<重量物取扱いへの対応>

- 補助機器等の導入で**人力取扱重量を抑制**する。
- 不自然な作業姿勢を解消するために、作業台の高さや作業対象物の配置を改善すること。
- 身体機能を補助する機器（アシストスーツ等）を導入すること。



人力取扱重量の抑制

不自然な作業姿勢をなくすよう作業台の高さや作業対象物の配置を改善する

腰部に過度の負担がかかる作業に係る作業方法については、重量物を取り扱うときの腰痛のリスクアセスメント手法については、JIS 規格(日本産業規格 JIS Z8505)を参照してリスクアセスメントを行うことが望ましい。

<介護作業等への対応>

- リフト、スライディングシート等の導入により、**抱え上げ作業を抑制**すること。
- 労働者の腰部負担を軽減するための**移乗支援機器等を活用**すること。

腰痛予防

事例概要 車いすとベッドとの間の移乗の際、走行リフトを使用し、介護者の負担軽減を図っているもの

1

腰痛予防

改善後

改善前

スライディングボード

腰に負担がかかる

事例概要 (改善前) 人力による移乗をしていた
(改善後) スライディングボードを敷き、移乗先へと滑らせることで、作業の負担軽減を図る。また、利用者の立位や方向転換を省くことができるため利用者の転倒事故削減にもつながっている。

8

腰痛防止

事例概要 低摩擦素材でできたシートを使用することで、比較的少ない力で、体位変換や移動ができるようにしたものの

9

事業者が講ずべき措置

2 職場環境の改善

○身体機能の低下を補う設備・装置の導入

○高齢者の特性を考慮した作業管理

<情報機器作業への対応>

- ・ パソコン等を用いた情報機器作業では、照明、画面における文字サイズの調整、必要な眼鏡の使用等によって適切な視環境や作業方法を確保すること。
- ・ 情報機器作業が過度に長時間にわたり行われることのないようにし、作業休止時間を適切に設けること。
- ・ データ入力作業等相当程度拘束性がある作業においては、個々の労働者の特性に配慮した無理のない業務量とすること。

「情報機器作業への対応」については、パソコン等を用いた情報機器作業において、情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン（令和元年7月12日付け基発0712第3号）等を参照する。



新	作業区分の定義	作業環境管理	作業管理		健康管理
拘束性のある作業 (注1)	1日に4時間以上情報機器作業を行う者であって次のいずれか： ・ 常時ディスプレイを注視、または入力装置を操作 ・ 休憩や作業姿勢の変更に制約	照明・採光 情報機器の選択 騒音の低減 点検・清掃	1日の作業時間が過度に長時間とならない 一連続作業時間が1時間を超えない 作業途中、1, 2回の小休止 次の連続作業までに10～15分の作業休止 *「拘束性のある作業」は、1日の連続作業時間への配慮	機器や姿勢の調整	健康診断 ・ 業務歴 ・ 既往歴 ・ 自覚症状の有無 ・ 眼科学的検査 ・ 筋骨格系検査
それ以外 (注2)	上記以外の情報機器作業対象者				自覚症状を訴える者のみ上記の検査を行う

注1：作業時間または作業内容に相当程度拘束性があると考えられるもの（全ての者が健診対象）

注2：上記以外のもの（自覚症状を訴える者のみ健診対象）

事業者が講ずべき措置

3 高年齢者の健康や体力の状況の把握

(1) 健康状況の把握

- 労働安全衛生法で定める雇入時及び定期の健康診断を確実に実施すること。

労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者が、地域の健康診断等（特定健康診査等）の受診を希望する場合は、必要な勤務時間の変更や休暇の取得について柔軟な対応をすることが望ましい。
日常的なかかわりの中で、高年齢者の健康状況等に気を配ることが望ましい。

(2) 体力の状況の把握

<共通健康事項>

- 高年齢者の労働災害を防止する観点から、事業者、高年齢者双方が当該高年齢者の体力の状況を客観的に把握し、事業者はその体力に合った作業に従事させるとともに、高年齢者が自らの身体機能の維持向上に取り組めるよう、**主に高年齢者を対象とした体力チェックを継続的に行うことが望ましい**こと。
- 身体機能の低下は高年齢者に限られるものではないことから、事業場の実情に応じて、**青年、壮年期から体力チェックを実施することが望ましい**こと。
- 体力チェックの対象となる労働者から理解が得られるよう、わかりやすく丁寧に体力チェックの目的を説明するとともに、事業場における方針を示し、運用の途中で適宜当該方針を見直す。

体力チェックの範囲については、歩行能力等の筋力、バランス能力、敏捷性等の労働災害に直接的に関与するものとし、事業場の実情に応じて全身持久力、感覚機能や認知機能等を含めて差し支えない。

体力チェックの対象については、**身体機能の低下は、20代、30代などの若い頃から始まるとの調査結果もあること**から、事業場の実情に応じて高年齢者だけでなく青年期、壮年期から体力チェックを実施することが望ましい。

体力チェックを行う場合には、対象者の状況に応じて高負荷にならないように安全に十分配慮する。

事業者が講ずべき措置

3 高齢者の健康や体力の状況の把握

体力チェックの方法の例（厚生労働省が作成した「転倒等リスク評価セルフチェック票」）

他にも「フレイルチェックシート」などがある

転倒等リスク評価セルフチェック票

別添 3

I 身体機能計測結果

① 2ステップテスト（歩行能力・筋力）

あなたの結果は cm / cm (身長) =

下の評価表に当てはめると → 評価

評価表	1	2	3	4	5
結果 / 身長	～1.24	1.25 ～1.38	1.39 ～1.46	1.47 ～1.65	1.66～



② 座位ステッピングテスト（敏捷性）

あなたの結果は 回 / 20秒

下の評価表に当てはめると → 評価

評価表	1	2	3	4	5
(回)	～24	25 ～28	29 ～43	44 ～47	48～



③ ファンクショナルリーチ（動的バランス）

あなたの結果は cm

下の評価表に当てはめると → 評価

評価表	1	2	3	4	5
(cm)	～19	20 ～29	30 ～35	36 ～39	40～



④ 閉眼片足立ち（静的バランス）

あなたの結果は 秒

下の評価表に当てはめると → 評価

評価表	1	2	3	4	5
(秒)	～7	7.1 ～17	17.1 ～55	55.1 ～90	90.1～



体力チェックの実施に当たっては、次に掲げる点を考慮すること。

- 体力チェックの評価基準を設けない場合は、体力チェックを高年齢者の気付きにつなげるとともに、業務に従事する上で考慮すべきことを検討する際に活用することが考えられること。
- 体力チェックの評価基準を設ける場合は、高年齢者が従事する職務内容等に照らして合理的な水準に設定し、職場環境の改善や高年齢者の体力の向上に取り組むことが必要であること。
- 作業を行う労働者の体力に幅があることを前提とし、安全に行うために必要な体力の水準に満たない労働者がいる場合は、当該労働者の体力でも安全に作業できるよう職場環境の改善に取り組むとともに、当該労働者も作業に必要な体力の維持向上に取り組む必要があること。
- 高年齢者が病気や怪我による休業から復帰する際、休業前の体力チェックの結果を休業後のものと比較することは、体力の状況等の客観的な把握、体力の維持向上への意欲や作業への注意力の高まりにつながり、有効であること。

事業者が講ずべき措置

4 高年齢者の健康や体力の状況に応じた対応

(1) 個々の高年齢者の健康や体力の状況を踏まえた措置

- 健康や体力の状況を踏まえて必要に応じ就業上の措置を講じること。
- 脳・心臓疾患が起こる確率は加齢にしたがって徐々に増加するとされており、高年齢者については基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じること。
- 就業上の措置を講じるに当たっては、次に掲げる点を考慮すること。
- 健康診断や体力チェック等の結果、当該高年齢者の労働時間や作業内容を見直す必要がある場合は、産業医等の意見を聴いて実施すること。
- 業務の軽減等の就業上の措置を実施する場合は、高年齢者に状況を確認して、十分な話し合いを通じて当該高年齢者の了解が得られるよう努めること。

(2) 高年齢者の状況に応じた業務の提供

- 高年齢者に適切な就労の場を提供するため、職場環境の改善を進めるとともに、職場における一定の働き方のルールを構築するよう努めること。
- 労働者の健康や体力の状況は加齢にしたがって個人差が拡大するとされており、高年齢者の業務内容の決定に当たっては、個々の健康や体力の状況に応じて、安全と健康の観点を踏まえた適合する業務を高年齢者とマッチングさせるよう努め、継続した業務の提供に配慮すること。
- 危険有害業務を伴う労働災害リスクの高い製造業、建設業、運輸業等の労働環境と、第三次産業等の労働環境とでは、必要とされる身体機能等に違いがあることに留意すること。例えば、運輸業等においては、運転適性の確認を重点的に行うこと等が考えられること。
- 何らかの疾病を抱えながらも働き続けることを希望する高年齢者の治療と就業の両立については、治療と就業の両立支援指針に基づき取り組むよう努めること。

事業者が講ずべき措置

4 高年齢者の健康や体力の状況に応じた対応

(3) 心身両面にわたる健康保持増進措置

- 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」(THP指針)
「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(メンタルヘルス対策指針)
に基づき、事業場における健康保持増進対策の推進体制の確立を図る。
- 健康診断の結果等に基づき、必要に応じて運動指導や栄養指導、保健指導、メンタルヘルスカケアを実施すること、その他労働者の心身両面にわたる健康保持増進措置を実施すること等、事業場として組織的に労働者の心身両面にわたる健康保持増進に取り組むよう努めること。

【健康保持増進対策やメンタルヘルスカケアの対策例】

- 健康診断や体力チェックの結果等に基づき、必要に応じて運動指導や栄養指導、保健指導、メンタルヘルスカケアを実施すること。なお、栄養指導や保健指導においては、労働者の個別の状況に応じて指導すること。栄養指導や保健指導を行う際には、食べる量、栄養素について、従来の生活習慣病改善の観点だけでなく、フレイルやロコモティブシンドロームの予防の観点からの指導にも留意すること。
- 身体機能の低下が認められる高年齢者については、フレイルやロコモティブシンドロームの予防を意識した健康づくり活動の実施等、身体機能の維持向上のための支援を行うことが望ましいこと。例えば、運動をする時間や場所への配慮、トレーニング機器の配置等の支援が考えられること。
- 保健師や専門的な知識を有する運動指導の専門家等の指導の下で高年齢者が身体機能の維持向上に継続的に取り組むことを支援すること。
- 労働者の健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践する健康経営の観点から企業が労働者の健康づくり等に取り組むこと。**
- 保険者と企業が連携して労働者の健康づくりを効果的・効率的に実行するコラボヘルスの観点から職域単位の健康保険組合が健康づくりを実施する場合には、連携・共同して取り組むこと。

事業者が講ずべき措置

5 安全衛生教育

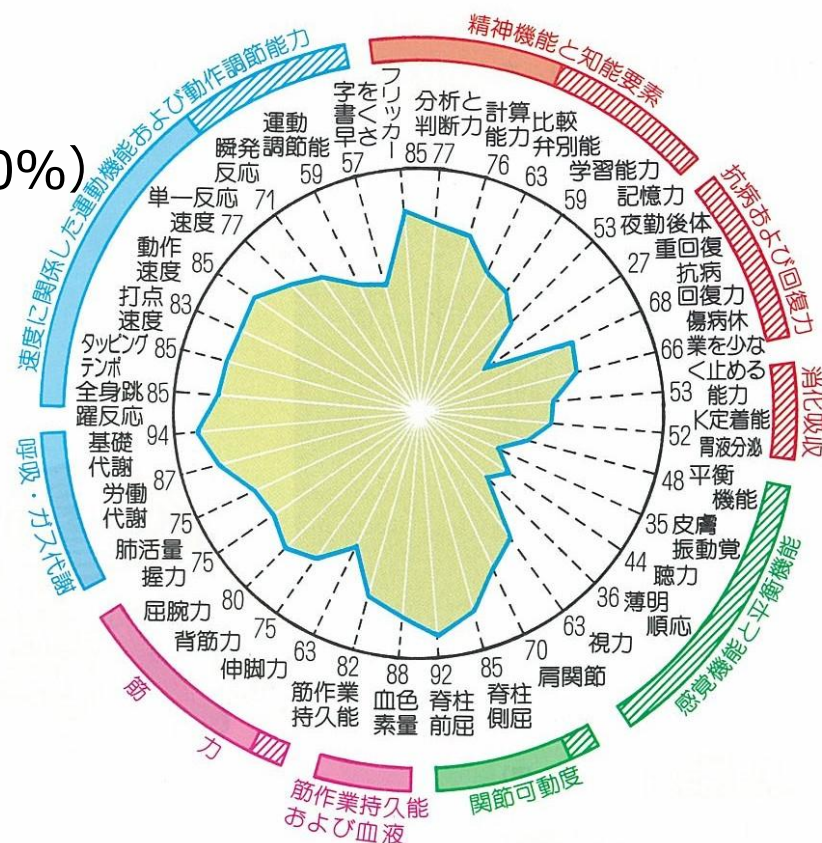
高年齢化に伴う身体機能の変化への理解

●身体機能の低下を自覚する

20-24歳もしくは最高期を基準 (100%)

とした時の55～59歳の水準

視力	63%
薄明順応	36%
聴力	44%
伸脚力	63%
瞬発力	71%
運動調節能	59%
平衡機能	48%



20～24歳ないし最高期を基準としてみた55～59歳年齢者の各種機能水準の相対関係

—— 向老者の心身機能の特性 —— (斉藤 昭和55年)

事業者が講ずべき措置

5 安全衛生教育

(1) 高年齢者に対する教育

労働安全衛生法で定める雇入れ時等の安全衛生教育、一定の危険有害業務において必要となる技能講習や特別教育を確実に行うこと。

高年齢者を対象とした教育においては、作業内容とそのリスクについての理解を得やすくするため、十分な時間をかけ、写真や図、映像等の文字以外の情報も活用すること。中でも、**高年齢者が、再雇用や再就職等により経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練を行う**こと。

併せて、加齢に伴う健康や体力の状況の低下や個人差の拡大を踏まえ、次に掲げる点を考慮して安全衛生教育を計画的に行い、その定着を図ることが望ましいこと。

- ・ 高年齢者が自らの身体機能等の低下が労働災害リスクにつながることを自覚し、体力維持や生活習慣の改善の必要性を理解することが重要であること。
- ・ 高年齢者が働き方や作業ルールにあわせた体力チェックの実施を通じ、自らの身体機能等の客観的な認識の必要性を理解することが重要であること。
- ・ 高年齢者にみられる転倒災害は危険に感じられない場所で発生していることも多いため、安全標識や危険箇所の掲示に留意するとともに、**わずかな段差等の周りの環境にも常に注意を払うよう意識付けをすることが有効**であること。
- ・ 勤務シフト等から集合研修の実施が困難な事業場においては、視聴覚教材を活用した教育も有効であること。
- ・ **I T 機器に詳しい若年労働者と現場で培った経験を持つ高年齢者がチームで働く機会の積極的設定等を通じ、相互の知識経験の活用を図る**こと。

高年齢者が自らの身体機能等の低下が労働災害リスクにつながることを自覚し、体力維持や生活習慣の改善の必要性を理解するため、以下の項目についても高年齢者への教育の一環として周知することが望ましいこと。

- ・ 骨密度が低いと転倒した際に骨折しやすくなり、労働災害リスクが高くなること
- ・ 食事や運動などの適切な対応により骨密度を維持することができること
- ・ 骨粗鬆症検診について、地域で実施している場合もあり、必要に応じて受診できること

事業者が講ずべき措置

5 安全衛生教育

(2) 管理監督者等に対する教育

事業場内で教育を行う者や高年齢者が従事する業務の管理監督者、高年齢者と共に働く各年代の労働者に対しても、高年齢者の特性と高年齢者に対する安全衛生対策についての教育を行うことが望ましいこと。

この際、高年齢者労働災害防止対策の具体的内容の理解に資するよう、高年齢者を支援する機器や装具に触れる機会を設けることが望ましいこと。

事業場内で教育を行う者や高年齢者が従事する業務の管理監督者に対しての教育内容は次に掲げる点が考えられること。

- ・ **加齢に伴う労働災害リスクの増大への対策についての教育**
- ・ 管理監督者の責任、労働者の健康問題が経営に及ぼすリスクについての教育

また、こうした要素を労働者が主体的に取り組む健康づくりとともに体系的キャリア教育の中に位置付けることも考えられること。

併せて、**高年齢者が脳・心臓疾患を発症する等緊急の対応が必要な状況が発生した場合に、適切に対応をとることができるよう、事業場において救命講習や緊急時対応の教育を行うことが望ましいこと。**

管理監督者は、高年齢者が実際に働いている現場を見て、声がけすること等を通じ、作業に無理がないか等を把握することも重要であること

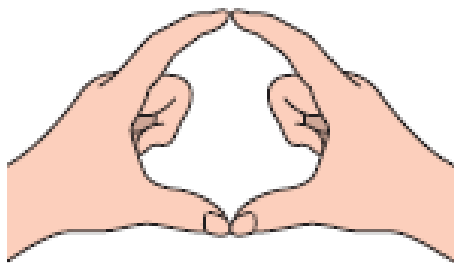
筋力低下のセルフチェック

【指輪っかテストの実施方法】

まずは自分の筋肉量を測ってみましょう

計測器は使わずに自分の指を使う簡易型のチェックです。

①両手の親指と人差し指で輪を作ります



②**利き足でない方**のふくらはぎの一番太い部分を力を入れずに軽く囲んでみましょう

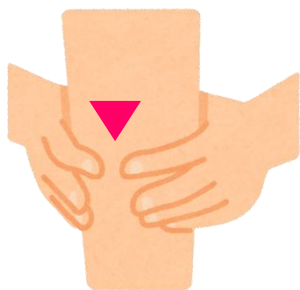


【指輪っかテストの評価方法】

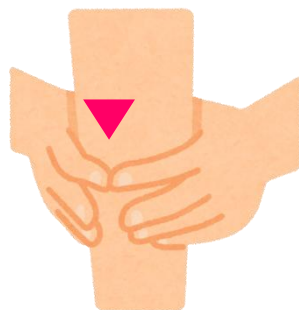
低い

サルコペニアの危険度

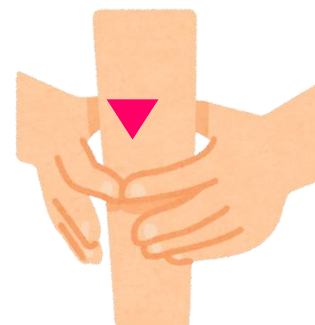
高い



囲めない



ちょうど囲める

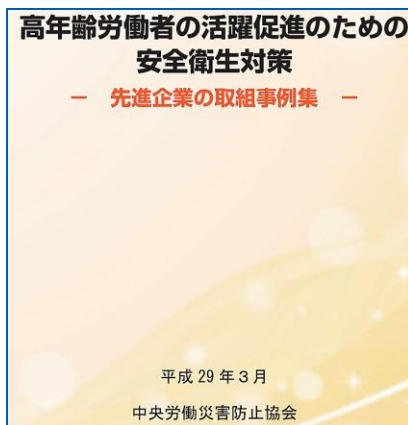


隙間ができる

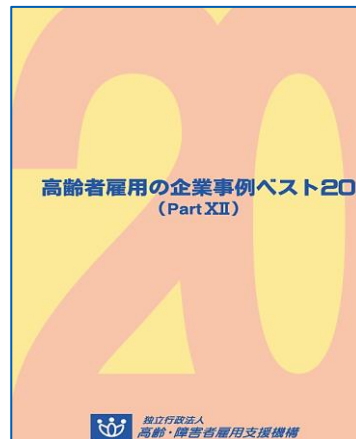
サルコペニア：加齢にともなって起こる**骨格筋量の減少と筋機能の低下**のこと

国、関係団体等による支援の活用

(1) 中小企業や第三次産業の事業場における高齢者労働災害防止対策の取組事例の活用



中災防
(事例集)



JEED
(事例集)



(2) 個別事業場に対するコンサルティング等の活用（無料）

① 中災防

費用は無料です!

**中小規模事業場
安全衛生サポート事業**

をご利用ください!

令和6年の労働災害死者数約136,000人のうち、従業員99人以下の事業場でその74%が発生しています。中央労働災害防止協会では、その減少を目的に「中小規模事業場安全衛生サポート事業」を実施しています。サポートには、個別の事業場を支援する「個別支援」と、商工会や工業団地などの集団を支援する「集団支援」の2種類があります。是非ご利用ください。

<個別支援>

費用 無料

対象 ● 労務保険加入の製造業、第三次産業（小売業、飲食店、社会福祉施設等）、鉱業、農業
● 労働者が概ね100人未満の事業場（工場、建設、店舗、採石場、農地等）

所要時間 2時間程度

1 現場確認で弱点を押し出します
安全衛生専門家が現場にお伺いし、職場の状況や作業の問題点を明らかにしアドバイス等を行います。

2 教育 ● オンラインでも対応します～現場確認を参考に職場に必要な教育やアドバイスを実施します。
● 安全衛生の弱点を明らかにし、改善の指導をお伝えします。
● 職場改善に同じく、運営に際する目的の付けどころをアドバイスします。
● 転倒、腰痛、滑倒、転落等の予防のアドバイスを行います。
● 機械災害の防止となる「危険防止」を見つけ、リスク低減の具体的な方法をお伝えします。
● はさまれ巻き込まれ防止等のための機械設備のアドバイスをいたします。
● 化学物質による健康障害や環境汚染等のリスク評価の場をお伝えします。

3 アドバイス

約100人
未満の工場、
店舗等が対
象



② 日本労働安全衛生コンサルタント会

**化学物質管理
訪問支援事業について**

訪問支援のご案内

**新たな化学物質規制への対応を
確立するチャンスです!**

無料!

①訪問支援の趣旨
訪問支援とは、改正労働安全衛生法に基づく新たな化学物質規制への対応や、リスクアセスメントの実施を支援し、中小事業場における化学物質の自律的管理の実施を支援するものです。

②派遣専門家
化学物質管理の専門家が、皆様方と日程調整した上で、事業場へお伺いします。

③事業の実施主体
この事業は、厚生労働省の委託事業で実施するもので、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会が事業実施主体となっています。

④事業場の負担は0円
この事業では、訪問支援に係る事業場の経済的負担は一切ありません。

【R8年度委託事業】
(化学物質関係)



③ 滋賀産業保健 総合支援センター

- ・運動指導士や理学療法士などによる転倒、腰痛対策の訪問支援
- ・メンタルヘルス対策の訪問支援
- ・治療と仕事の両立支援対策の訪問支援



**独立行政法人労働者健康安全機構
滋賀産業保健総合支援センター**

交通アクセス

【電車ご利用の方】
・JR大津駅より徒歩15分
・京阪電鉄びわ湖浜大津駅より徒歩1分

【お車の方】
・大津市公共駐車場（スカイプラザ大津）
30分以内駐車料金無料

ご利用いただける日時

月曜日～金曜日
AM8:30～PM5:15
休日/毎週土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始

〒520-0047 滋賀県大津市浜大津1-2-22 大津商中三薬ビル8F
TEL:077-510-0770 FAX:077-510-0775

国、関係団体等による支援の活用

(3) エイジフレンドリー補助金

中小企業事業者の皆さま

令和8年度版

令和8年度エイジフレンドリー補助金のご案内（簡易版）

高齢労働者の労働災害防止を目的に、専門家による指導や設備改善等に要する費用を補助します。

雇用状況や対策・取組計画を審査の上、効果が期待できるものに限り補助金を交付します

補助金申請受付期間 令和8年5月20日～令和8年10月31日

1. 専門家総合対策コースの（1）は令和8年5月20日～~~令和8年8月31日~~

令和8年9月30日

【注意】予算額に達した場合は、受付期間の途中で受付けを終了することがあります。

対象となる中小企業事業者

次のいずれも満たす中小企業事業者であること

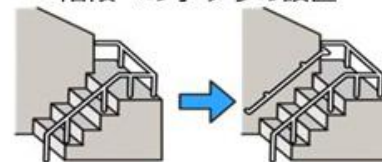
- ・1年以上事業を実施していること。
- ・役員を除き、自社の労災保険適用の高年齢労働者（60歳以上）が常時1名以上就労していること。

申請にあたり、ホームページに掲載したリーフレットやQ&Aもご確認ください。

HPIはこちら→



階段への手すりの設置



従業員通路への凍結防止装置の導入



水場における防滑性能の高い床材等の導入



選べる補助金コース

1. 専門家総合対策コース
2. 熱中症対策コース
3. コラボヘルスコース

重量物搬送機器の導入



アシストスーツの導入



移乗介助サポート機器の導入



	補助対象	補助率	上限額
1	(1) 外部専門家によるリスクアセスメント (RA) の実施に要する費用 (2) RA結果を踏まえた対策の実施に要する費用 ・滑りにくい床への改修 ・手すりの設置 ・身体的負担軽減のための補助機器の導入(重量物取扱い作業・介助作業等) ・労働者の身体機能の維持向上支援 等	(1) 4/5 (2) 1/2	100 万円 (1) と (2) の合計金額 (消費税を除く)
2	(3) 暑熱な環境による熱中症予防対策に要する費用 ・熱中症リスクの高い暑熱作業のある事業場における休憩施設の整備 ・体温を下げるための機能のある服の導入 等	(3) 1/2	100 万円 (消費税を除く)
3	(4) 労働者の健康保持増進のための取組に要する費用 ・事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等の 労働者の健康保持増進のための取組に要する費用	(4) 3/4	30 万円 (消費税を除く)



この補助金は、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会が補助事業の実施事業者（補助事業者）となり、中小企業事業者からの申請を受けて審査等を行い、補助金の交付決定と支払を実施します。

国、関係団体等による支援の活用

交付申請書受付期限 令和8年10月31日(当日消印有効) ※専門家総合対策コースの1.(1) 外部専門家によるリスクアセスメントの申請期限は8月31日まで。		
支払請求書受付期限 令和9年1月31日(当日消印有効)		
一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会 「エイジフレンドリー補助金事務センター」 (ホームページ https://www.jashcon-age.or.jp)		
関係書類 送付先 (郵送の場合)	〒105-0014 東京都港区芝1-4-10 トイヤビル5階 エイジフレンドリー補助金事務センター 交付申請書類は「申請担当」宛へ、支払請求書類は「支払担当」宛へお送りください 申請書類は郵送で送付ください(メールでの申請はできません) 封筒に消印が確認できない料金別納・料金後納、受付日の確認できない宅配便では 送付しないでください	
お問合せ先	申請担当	支払担当
	電 話 : 03 (6381) 7507 FAX : 03 (6809) 4086	電 話 : 03 (6809) 4085 FAX : 03 (6809) 4086
受付時間	平日10:00~12:00/13:00~15:00 (土日祝休み、平日12:00~13:00は電話に出ることができません) <8月10日~8月14日(夏季休暇)、12月29日~1月3日(年末年始)を除く>	

【参考】エイジフレンドリー補助金の申請対象となる中小企業事業者の範囲

業 種		常時使用する 労働者数 ※1	資本金又は 出資の総額 ※1
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉(※2)、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、 物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※1 常時使用する労働者数、または資本金等のいずれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。

※2 医療・福祉法人等で資本金・出資がない場合には、労働者数のみで判断することとなります。

- 1． はさまれ・巻き込まれ災害の防止
- 2． 高年齢者の労働災害防止
- 3． 転倒災害の防止

転倒災害の防止

転倒災害の防止

【転倒災害発生件数の推移
(全国・全業種)】



転倒による怪我の態様

- ・骨折(約70%)
- ・打撲
- ・眼球破裂
- ・外傷性気胸 など

転倒災害による平均休業日数

48.5日

※労働者死傷病報告による休業見込日数

転倒災害も重傷化する傾向があり、積極的に防止対策を講じましょう！

職場での転倒災害は年々増加傾向にあり、近年は全労働災害の約4分の1を占めている状況にあります。また、高齢者等は重傷化する傾向にあり、令和5年の転倒災害による平均休業見込日数は48.5日でした。

転倒災害はいつでも、どこでも、誰にでも発生し、労働者の不注意によるものと防止対策が軽視されがちですが、転倒災害の原因をよく分析し、それに基づいて対策を講じれば転倒のリスクを低減することは可能ですので、積極的に転倒災害の予防措置を講じてください。

STEP 1
チェックリストを使って
職場に転倒の危険がないか
チェックしましょう



STOP! 転倒災害

転倒災害は大きく分けて3種類あります

チェック項目		☐
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか	☐
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	☐
3	通路や階段を安全に移動できるように十分な明るさ(照度)が確保されていますか	☐
4	靴は、すべりにくくちょうど良いサイズのものを選んでいますか	☐
5	転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	☐
6	段差のある箇所や滑りやすい場所などに、注意を促す標識をつけていますか	☐
7	ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか	☐
8	ストレッチや転倒予防のための運動を取り入れていますか	☐
9	転倒を予防するための教育を行っていますか	☐

転倒災害の防止

STEP 2 職場の危険が認められた場合は放置せずに以下の項目ごとの対策を行いましょう

チェック項目 1 通路、階段、出口に物を放置していませんか

▶基本中の基本 4 S活動の推進

⇒4 S活動は注意喚起のみではなく、4 S活動チェック表の活用、4 S活動担当者を交代で選任するなど責任感を持たせる工夫を。

▶安全担当者がパトロール時にチェック

⇒注意だけではなく、なぜ物が放置されていたかの原因分析の上で対策を。
収納場所がない？ 指定された収納場所だと作業性が悪い？ 時間に余裕がない？

▶コード類等の配置にも要注意

⇒物の放置とは異なりますが、労働者の動線上にコード類等が配置されていないかも注意して下さい。



(出典) 厚生労働省 未熟労働者に対する安全衛生教育マニュアル

【4 S活動】

【整理】 	① 整理 いるものといらないものを分け、いらないものは処分します。 (不要なものが置かれていたら、つまづいて転倒したり、作業の流れも悪くなります。)
【整頓】 	② 整頓 いるものを使いやすいように、わかりやすく収納します。 (いるものを探していると、作業の能率が下がります。また、食品関係では、整頓で用具等の欠けなども容易にみづかり、製品への異物混入も早期に発見できます。)
【清潔】 	③ 清潔 汚れを取り除いて身の回りをきれいにします。 (機械の正常な動作を維持するために必要です。また、食品を扱う職場では、食中毒予防からも当然衛生的でいつも汚れがない状態は必須です。)
【清掃】 	④ 清掃 機械設備、机周り、床などの汚れやゴミを除去します。 (濡れた床をすぐに拭き取ることは、転倒防止からも重要です。)

チェック項目 2 床の水たまりや氷、油、粉類等は放置せず、その都度取り除いていますか

▶4 S活動の推進・安全担当者がパトロール時にチェック

⇒チェック項目 1 に同じですが、冬季の凍結など屋外路面も対象にして下さい。

油除去用のモップなど掃除用具の配備はされているかも確認して下さい。

▶設備的な対策も検討

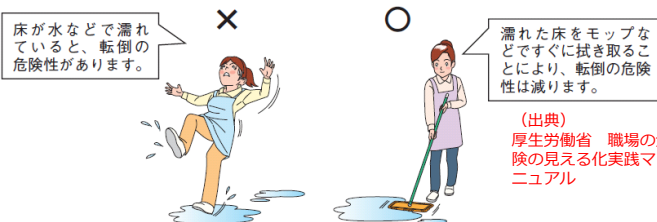
⇒例えば水がたまるのは、床面の凹凸・材質、配管・容器からの水漏れ、冷蔵・冷凍設備による結露等が原因ではありませんか？

その場合は、応急処置にとどめず、設備的な対策も検討して下さい。

▶汚れの拡散防止を

⇒油を使う部屋が1箇所でも、靴底や台車の車輪に油が付着し、別の部屋に移動することで油汚れが拡散し、建物中が滑りやすくなることも。

拡散防止用に、部屋間に油除去用のマットを配置するなどの工夫を。



(出典) 厚生労働省 職場の危険の見える化実践マニュアル

【前向きの転倒】

手を着いた際、腕の橈骨(とうこつ)や上腕骨、大腿骨頸部の骨折などの危険性が高くなる。台車等を使用している場合、台車への接触も。



【後向きの転倒】

しりもちをついて腰椎の圧迫骨折、手がつかない場合は、後頭部を強打する。高熱のものを運搬中の場合、火傷の危険も。



転倒災害の防止

チェック項目 3 通路や階段を安全に移動できるように、十分な明るさ（照度）が確保されていますか

▶照度の確保

⇒労働安全衛生法上の最低限の照度を確保いただくとともに、JIS照明基準による推奨照度の確保も検討して下さい。

例えば、省エネ対策による過度な照明の間引きにより、照度が保持できていない場所はありませんか？

▶高齢労働者への配慮

⇒高齢労働者は視力を確保するために、若年者よりも明るさが必要とされています。

また、薄明順応（暗い所に入った際に、暗さに順応して物が見えるようになる能力）も減少しており、段差や階段の認識に特に配慮が必要です。

【労働安全衛生法上の規定（常時作業する場所での最低基準）】

精密な作業 300ルクス以上

普通の作業 150ルクス以上

粗な作業 70ルクス以上

（事務作業を行う場合は一般的な事務作業は300ルクス以上、付随的な事務作業は150ルクス以上）

【JIS照明基準（推奨照度）】

作業を伴う倉庫 200ルクス以上

工場の階段 150ルクス以上

工場の廊下・通路 100ルクス以上

…その他作業や場所ごとに細かく分類されています。

チェック項目 4 靴は、すべりにくくちょうど良いサイズのものを選んでいますか

▶就業時の靴の選択について

⇒作業現場に合った靴を選んで下さい。一口に耐滑性といっても種類があります。また、作業場所の床面が滑らない材質のものですと、対滑性のある靴は逆につまずきの原因になることも。

▶高齢労働者への配慮

⇒高齢労働者は身体的に足が上がりにくくなるので、重量のある靴の選択はなるべく避けて下さい。つまずきの原因となります。

▶定期支給・点検について

⇒靴は作業現場に合ったものの定期支給を検討して下さい。また、支給後の靴底の点検（すり減っていないか、汚れ・油等が付着していないか）を行って下さい。

（出典）日本安全靴協会・日本プロテクティブシューメーカー協会・厚生労働省「転倒予防のために適切な「靴」を選びましょう」リーフレット

サイズ

靴と足はフィットしていますか？

足に合った靴は疲労の軽減、事故の防止につながります。



屈曲性

親指から小指の付け根を適度に曲げられますか？

靴の屈曲性が悪いと、疲労の蓄積、擦り足になりやすく、つまずきの原因となります。



重量バランス

靴の前後の重さのバランスはとれていますか？

靴の重量がつま先部に偏っていると、歩行時につま先部が上がりやすく、つまずきやすくなります。



つま先部の高さ

つま先から床面まで一定の高さがありますか？

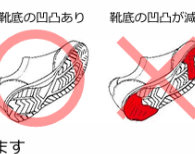
つま先の高さが低いと、ちょっとした段差につまずきやすくなります。



靴底の減り具合

靴底がすり減っていませんか？

靴底の減りが大きい靴は、滑りやすくなります



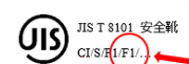
耐滑性の有無

靴の滑りにくさを確認していますか？

耐滑性を有する靴は、以下の箇所で確認できます。

■安全靴の場合

個装箱のJISマーク表示の近くに「F1」または「F2」の表示があるか確認してください



■プロスニーカーの場合

靴のべろ裏面の表示に、耐滑性のピクト表示があるか確認して下さい。



その他の性能

■静電気帯電防止性

静電気帯電による放電着火の防止と低電圧での靴底からの感電防止性能



■かかと部の衝撃エネルギー吸収性

かかとのクッション性に係わり、かかと部の疲労防止性能



■耐踏抜き性

釘などの鋭利な物から足裏を防護する性能



転倒災害の防止



チェック項目 5

転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか

チェック項目 6

段差のある箇所や滑りやすい場所などに、注意を促す標識をつけていますか

危険の「見える化」

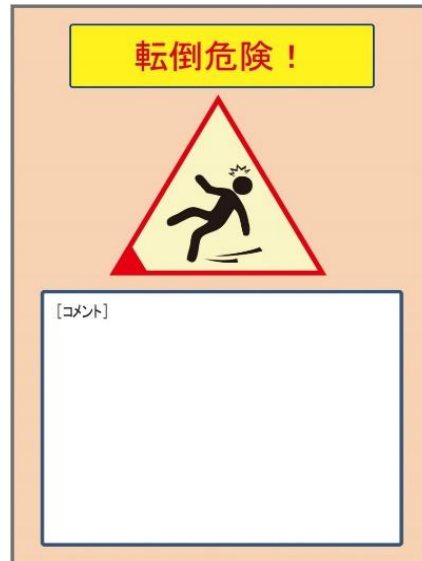
⇒災害が発生した場所、災害は免れたがヒヤリとしたハッとした場所については危険マップに掲載して情報の共有を図って下さい。また、設備的対策が難しく、リスクが残留する場所には標識をつけて、注意を促して下さい。

外国人労働者・高齢労働者への配慮

⇒職場に外国人労働者がいる場合は、外国人労働者の母国語で表示をする等して、外国人労働者とも情報を共有して下さい。

また、高齢労働者が視認できる文字の大きさで表示して下さい。

<危険標識のイメージ>



<標識が無料でダウンロードできます（中央労働災害防止協会）>

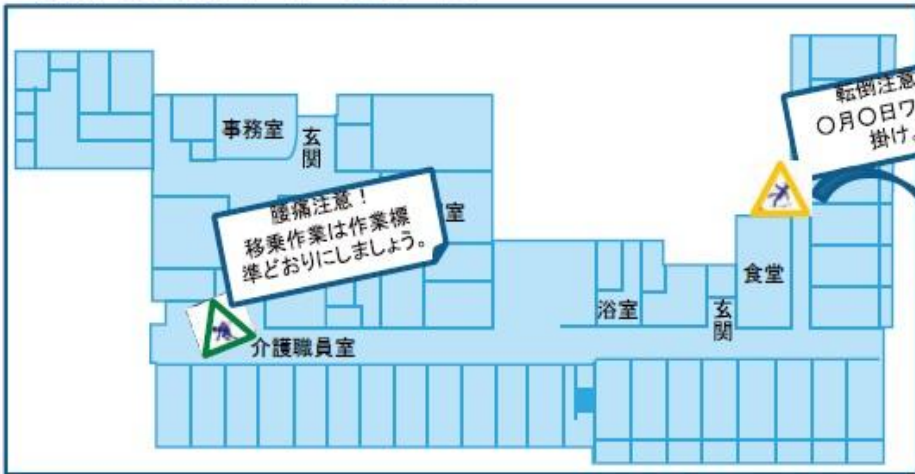


<掲示物を高齢労働者に配慮した文字の大きさに>



（出典）厚生労働省
高齢労働者に配慮した職場改善事例

<危険マップ及びマーカのイメージ>



（出典）厚生労働省
社会福祉施設の安全管理マニュアル

<マーカの種類>



転倒災害の防止

チェック項目 7 ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか

チェック項目 9 転倒を予防するための教育を行っていますか

歩き方などの教育

⇒労働者に転倒のメカニズム等を理解してもらい、歩き方の教育を行って下さい。
また、セルフチェック等により、自身の転倒リスクも知ってもらい、自主的な健康増進を図っていただくようにしましょう。

禁止事項の教育

⇒ポケットに手を入れたまま歩いていると、急な動きに反応できず、被害が大きくなる危険性が高くなります。また、スマートフォンの使用等のながら歩行の禁止、足元が見えない荷物を持つての歩行の禁止、「走らない、急がない、焦らない。」といった基本的事項の教育も行って下さい。

チェック項目 8 ストレッチや転倒予防のための運動を取り入れていますか

ストレッチや体操の導入

⇒筋肉の柔軟性を確保し、転倒しないために、また実際に転倒したときに大きな怪我につながらないようにするために、ストレッチや体操を行ってもらうことが有効です。労働者に周知して下さい。

また、朝礼時などに事業場全体で取り組むことも検討して下さい。

運動・トレーニングの勧奨

⇒加齢とともに現れる身体機能の低下、特に筋力や平衡能力の低下を予防するため習慣的に運動やトレーニングを行うよう勧奨して下さい。

転倒しても骨折をしないための体づくり

⇒女性労働者・高齢労働者を対象に骨粗しょう症等の危険性を知ってもらい、日頃の生活習慣を改善して予防に取り組んでもらいましょう。

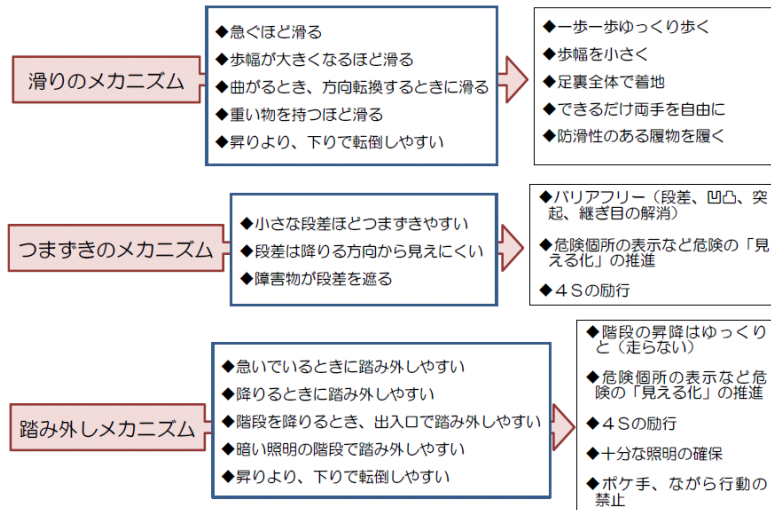
厚生労働省HPでは転倒等リスク評価セルフチェック表や転倒予防体操を紹介していますので参考としてください。

詳細はこちら→
(厚生労働省HP)



【転倒のメカニズム】

(出典) 長野労働局
転倒災害防止対策検討会報告書



転倒等リスク評価セルフチェック票

近年増加傾向にある転倒災害の予防に向けて、自己評価と測定結果の差を認識することは重要です。集計等も可能な転倒等リスク評価セルフチェック票を作成しましたので御活用ください。



ご安全に！

